

令和3年第5回定例教育委員会会議

開催日時 令和3年5月17日（月）

午後1時30分

場 所 市役所本庁舎 全員協議会室

議 題

日程第一 議事事項

- 議案第22号 令和3年度富士見市一般会計補正予算案について
- 議案第23号 富士見市社会教育委員の委嘱について
- 議案第24号 富士見市図書館協議会委員の任命について
- 議案第25号 富士見市いじめのない学校づくり委員会委員の委嘱について
- 議案第26号 財産の取得について（大型テレビモニター）
- 議案第27号 財産の取得について（スチームコンベクションオープン等）
- 議案第28号 富士見市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第二 報告事項

- (1) 富士見市市民人材バンク設置要綱の制定について
- (2) 富士見市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱の制定について

その他

- 教育行政方針及び重点施策に基づく進捗状況の報告
 - (1) 令和2年度家庭学習応援事業の報告について
 - (2) つるせ台小学校校庭芝生化について

議案第22号

令和3年度富士見市一般会計補正予算案について
令和3年度富士見市一般会計補正予算案を了承する。

令和3年5月17日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の
意見としたいので、この案を提出します。

令和3年度富士見市一般会計補正予算（第3号）概要

○歳入歳出予算の補正

学校教育課

1 学校教育支援事業 10,919千円

令和3年度に予定している市内中学校の修学旅行について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止又は延期することとなった場合のキャンセル料及び追加料金を補助するもの。

【歳出】 10,919千円

・ 修学旅行の中止に伴うキャンセル料等支援事業補助金 10,919千円

【歳入】 全額一般財源

議案第23号

富士見市社会教育委員の委嘱について
富士見市社会教育委員を別紙のとおり委嘱する。

令和3年5月17日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

富士見市社会教育委員の任期が、令和3年5月31日をもって満了となるため、新たに委員を委嘱したく、富士見市社会教育委員設置条例第2条の規定により、この案を提出します。

別紙

富士見市社会教育委員候補者名簿

(任期：令和3年6月1日～令和5年5月31日まで)

No.	氏名	所属等
1	古澤 立巳	資料館市民学芸員
2	佐々木 眞理子	子ども大学ふじみ実行委員
3	荒川 照子	元民生児童委員
4	京谷 恵子	元公民館運営審議会委員
5	吉田 徹子	地域子ども教室
6	蘇武 伸吾	淑徳大学教授
7	渡邊 知広	生涯学習推進市民懇談会
8	吉田 和江	富士見市文化協会
9	内海 幸一郎	市校長会
10	富士 伸	公募

議案第24号

富士見市図書館協議会委員の任命について
富士見市図書館協議会委員を別紙のとおり任命する。

令和3年5月17日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

富士見市図書館協議会委員の任期が、令和3年5月31日をもって満了となるため、新たに委員を任命したく、富士見市立図書館条例第14条第2項の規定により、この案を提出します。

別紙

富士見市図書館協議会委員候補者名簿

(任期：令和3年6月1日～令和5年5月31日まで)

No.	氏名	所属等
1	出井 隆志	学識経験者
2	小森 和雄	公民館運営審議会委員
3	辻口 幸恵	市校長会
4	野瀬 武博	ふじみビデオクラブ
5	野澤 節子	富士見市音訳グループ
6	檜山 美智子	読み聞かせボランティア
7	渡邊 知広	社会教育委員
8	木村 多喜雄	富士見市文化協会
9	金高 陽子	私立保育園長
10	伊垣 容子	公募者

議案第25号

富士見市いじめのない学校づくり委員会委員の委嘱について
富士見市いじめのない学校づくり委員会委員を別紙のとおり委嘱する。

令和3年5月17日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

富士見市いじめのない学校づくり委員会委員の任期が、令和3年6月21日をもって満了となるため、新たに委員を委嘱したく、富士見市いじめのない学校づくり委員会条例第3条第2項の規定により、この案を提出します。

別紙

富士見市いじめのない学校づくり委員会委員候補者名簿

(任期：令和3年6月22日～令和5年6月21日まで)

No.	氏名	所属等
1	小林 正幸	東京学芸大学
2	塚田 小百合	あおい総合法律事務所
3	長堀 善光	元公立小・中学校長
4	忽滑谷 美恵子	教育相談室専任教育相談員
5	森田 明子	メンタルサポート研究所・円相談室

議案第26号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて了承する。

- 1 財産の種類 備品
- 2 財産の内容 大型テレビモニター
- 3 設置場所 富士見市立鶴瀬小学校ほか16校
- 4 取得金額 14,214,794円

令和3年5月17日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

市立小学校及び中学校の教育用の備品として、上記のとおり財産を取得したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見とするため、この案を提出します。

資 料

1 取得する財産

(1) 大型テレビモニター

- ・ 概要 GIGA スクール構想実現に向け、教師用・児童生徒用端末と連携し、授業等で利用するため、普通教室に設置
- ・ 台数 215台（小学校161台、中学校54台）
- ・ 仕様 画面サイズ 50V型ワイド

2 契約の方法

指名競争入札（7者指名・6者応札）

3 取得金額

14,214,794円

《参考》

予定価格 20,425,000円（税込）

4 契約の相手方

株式会社コジマ コジマ×ビックカメラ新座店

店長 角田 聡

埼玉県新座市野火止6-1-10

5 その他

- ・ 納入期限 令和3年8月24日までに納品・設置予定

議案第27号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて了承する。

- | | |
|---------|------------------|
| 1 財産の種類 | 備品 |
| 2 財産の内容 | スチームコンベクションオーブン等 |
| 3 設置場所 | 富士見市学校給食センター |
| 4 取得金額 | 28,743,000円 |

令和3年5月17日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

富士見市学校給食センター調理備品として、上記のとおり財産を取得したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の意見とするため、この案を提出します。

資 料

1 取得する財産

(1) スチームコンベクションオーブン

- ・概要 スチームと熱風で、焼く、蒸すなどの調理機能を持つ業務用厨房機器
- ・台数 3台
- ・仕様 外形寸法：W1082×D1118×H1872 mm

(2) 消毒保管庫

- ・概要 スチームコンベクションオーブン用トレイ（ホテルパン）の消毒・保管機器
- ・台数 1台
- ・仕様 外形寸法：W2700×D950×H1960 mm

2 契約の方法

指名競争入札（4者指名・4者応札）

3 取得金額

28,743,000円（税込）

《参考》

- ・予定価格 30,470,000円（税込）

4 契約の相手方

株式会社フジマック 北関東事業部

執行役員事業部長 宮寄 昭彦

埼玉県さいたま市南区関1-7-3

5 その他

- ・納入期限 令和3年8月20日までに納品・設置予定

議案第28号

富士見市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正
する条例案について

富士見市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
を了承する。

令和3年5月17日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の
意見とするため、この案を提出します。

富士見市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正
する条例

富士見市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例（平成16年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「署名した」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

富士見市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例（平成16年条例第27号）新旧対照表

新	旧
<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに市立学校の県費負担教職員となった者は、富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める様式による_____宣誓書を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに市立学校の県費負担教職員となった者は、富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める様式による<u>署名した</u>宣誓書を教育委員会に提出しなければならない。</p>

富士見市市民人材バンク設置要綱

（設置）

第1条 幅広い分野における人材を発掘し、その情報を提供することにより、市民一人一人の多様な学習や活動を支援し、豊かな地域社会をつくるため、富士見市市民人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この要綱において「人材」とは、生涯学習推進についての理解と熱意を持ち、持てる知識又は技能を地域社会で積極的に役立てようとする意欲のある者をいう。

（事業）

第3条 人材バンクの事業は、次のとおりとする。

- (1) 人材の登録、変更及び取消しに関すること。
- (2) 人材情報の管理及び提供に関すること。
- (3) 人材の発掘及び養成に関すること。
- (4) その他富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。

（登録の対象）

第4条 人材バンクに登録できる者は、個人又は団体とする。ただし、政治、宗教又は営利を目的とする者は、登録できない。

（登録手続）

第5条 人材バンクに登録しようとする者は、別記様式の市民人材バンク登録申込書（以下「登録申込書」という。）を教育委員会に提出するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の申込みがあったときは、登録の可否を決定し、当該申込者に通知するものとする。

（登録事項の公表）

第6条 教育委員会は、人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）に係る事項のうち次に掲げるものについては、公表するものとする。

- (1) 氏名（団体においては、団体名及び代表者名）
- (2) 指導・協力の内容
- (3) 指導料等の有無

(4) 実費等の有無

(5) その他利用者にとって有用な情報であって、登録者の権利、利益を不当に侵害する恐れのない情報

(登録の取消し)

第7条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 登録者から登録取消しの申出があったとき。

(2) 登録者が人材バンクを利用して政治、宗教又は営利目的の活動を行ったとき。

(3) 登録者が死亡したとき、又は所在不明のとき。

(4) その他教育委員会が不相当と認めたとき。

(登録の変更)

第8条 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に申し出るものとする。

(登録の継続確認)

第9条 教育委員会は、登録者の登録内容及び登録継続の意思について、別に定める基準日から起算して3年を経過するごとに、当該登録者に照会するものとする。

(人材バンクの利用)

第10条 人材バンクを利用できる者は、市内に在住し、在勤し、若しくは在学する個人又は市内に事務所を有する団体とする。

2 政治、宗教又は営利活動を目的とするときは、人材バンクを利用することができない。

(利用の方法)

第11条 人材バンクを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、登録者のうちから希望する者について教育委員会に申し出るものとする。

2 教育委員会は、前項の申出があったときは、当該登録者に確認の上、当該利用者に紹介するものとする。

3 利用者は、前項の紹介の結果を教育委員会に報告するものとする。

(庶務)

第12条 人材バンクの庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、富士見市市民人材バンク設置要綱（平成14年告示第163号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

（宛先）富士見市教育委員会

個人名
 団体名
 代表者名

下記のとおり市民人材バンクに登録したいので、富士見市市民人材バンク設置要綱第5条の規定により登録を申し込みます。

記

1. 個人登録をされる方

お 名 前	◎
性 別	
住 所	〒
生 年 月 日 及 び 年 齢	年 月 日 (歳)
電 話 番 号	
F A X	
携 帯 電 話	
E—m a i l	

2. 団体登録をされる方

団 体 名	◎
代 表 者 名	◎
代 表 者 住 所	〒
生 年 月 日 及 び 年 齢	年 月 日 (歳)
電 話 番 号	
F A X	
携 帯 電 話	
E—m a i l	

※下記の欄は記入不要です。なお、裏面にも記入をお願いします。

受 付 日	受付者		登 録 日	登録No.
年 月 日			年 月 日	

3. 個人登録・団体登録共通記入事項

指導・協力の内容	◎
指導料等の有無	◎ 有（1回 円程度） 無
実費等の有無	◎ 有（1回 円） 無
指導・協力の経験	
所持資格	
指導・協力の対象者	
活動可能な時間	
活動可能な地域	
その他特記事項	

4. 団体登録をされる方のみ記入

活動目的	
活動内容	
主な活動場所	
活動日・時間	
会員数	人
入会金	有（ 円） 無
会費	有（ 円） 無
会則の有無	有 無

◎欄に記入された内容は、公表します。

富士見市立学校職員の人事評価及び評価区分に関する苦情対応実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、埼玉县市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成17年埼玉県教育委員会規則第29号。以下「規則」という。）第15条、埼玉县市町村立学校職員の人事評価実施要領（平成18年4月1日施行。以下「実施要領」という。）14及び埼玉县市町村立学校会計年度任用職員の人事評価実施要領（令和3年4月1日施行。以下「会計年度要領」という。）15並びに人事評価結果の昇給及び勤勉手当への活用に関する取扱要領（平成28年4月1日施行。以下「取扱要領」という。）10の規定に基づいて、富士見市立学校職員（以下「職員」という。）の富士見市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）への苦情の申出及び相談についての対応に関し必要な事項を定め、もって職員の人事評価の公正性・公平性の確保に資することを目的とする。

（対象となる苦情）

第2条 対象となる苦情は、以下のとおりとする。

（1）苦情申出

- ア 規則第13条に規定する最終評価結果に対する苦情
- イ 取扱要領7に規定する評価区分の結果に対する苦情
- ウ 会計年度要領12に規定する評価結果に対する苦情

（2）苦情相談

（組織）

第3条 前条第1号の苦情の内容を審査するため、教職員評価苦情審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、審査会を主宰し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員長は学校統括監、副委員長は学校教育課長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員は、小中学校連携教育推進担当課長、学校教育課副課長、教育相談室

長の職にある者をもって充てる。

6 審査会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(所掌事項)

第4条 審査会は、第2条第1号の苦情申出に対する対応について審査し、教育長にその結果を報告する。

2 審査会は、審査の過程で明らかとなった人事評価制度に関する課題等について教育長に意見を提出することができる。

(調査員)

第5条 審査会の審査事案について調査するため、調査員を置く。

2 調査員は、教育委員会の指導主事をもって充てる。

3 調査員は、第2条第1号の苦情の申出をする職員(以下「申出者」という。)の苦情の申出について次の事項を処理する。

(1) 第2条第1号ア及びウの苦情の申出者及び苦情の対象となった校長その他の関係者から事情を聴取し、事実の確認を行うとともに、審査会への報告その他審査会からの指示事項を処理する。

(2) 第2条第1号イの苦情の申出者から事情を聴取し、事実の確認を行うとともに、審査会への報告その他審査会からの指示事項を処理する。

(苦情の申出等)

第6条 申出者は、実施要領10(1)、会計年度要領12(1)及び取扱要領7の規定に基づいて、学校名、職名、氏名及び苦情の内容(当該申出者に係るものに限る。以下同じ。)を記載した文書(以下「苦情申出書」という。)を、前条第2項の規定により指定された調査員が指定した日に、自ら教育委員会に持参して提出するとともに、調査員からの求めに応じて、苦情の内容について説明しなければならない。

2 第2条第1号ア及びウの苦情の申出は、校長からの最終評価結果又は評価結果に対する説明(再説明を含む。)を経た後に、教育長が定める苦情の申出の期間(以下「苦情申出期間」という。)内に行うものとする。

3 申出者(休職、育児休業、出産休暇、病気休暇等の事由により苦情申出期間に勤務していない職員を除く。)が、第1項の規定により苦情申出書を提出する際は、職務に専念する義務を免除されることができる。

(会議)

第7条 審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開催することができない。

3 審査会の審査事項は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長の決定するところによる。

(報告及び対応の決定)

第8条 審査会は、第2条第1号ア及びウの苦情申出について、対象となった評価ごとに審査を行い、その結果を次により区分し、審査結果及びその理由について、教育長に報告するものとする。

(1) 校長の行った評価を妥当とするもの。

(2) 校長に対して再評価の指導を要するもの。

2 審査会は、第2条第1号イの苦情申出について、評価区分決定の過程等について審査を行い、その結果を次により区分し、審査結果及びその理由について、教育長に報告するものとする。

(1) 評価区分の決定を妥当とするもの。

(2) 評価区分について修正を要するもの。

3 教育長は、前2項の審査会の審査結果を参考にして、苦情の対応について決定する。

(会議の非公開)

第9条 審査会は、非公開とする。

(その他審査会運営事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関する事項は、委員長が定める。

(苦情対応の結果通知)

第11条 教育長は、第8条第3項により決定した苦情対応の結果について、第1号様式から第4号様式までにより、それぞれ通知するものとする。

(結果への対応)

第12条 教育長から第2条第1号ア及びウについて再評価の指導を受けた校長は、教育長が指定する日までに、申出者についての再評価結果を教育長に

提出し、その写しをもって、速やかに申出者に開示するものとする。

- 2 教育長は第2条第1号イについて評価区分について修正を要するものと決定した場合、速やかに修正後の評価区分を申出者に通知するものとする。

(苦情対応に係る文書等の保存)

第13条 教育長は、次の文書等について保存するものとし、保存期間は10年とする。ただし、行政不服審査又は訴訟に関する文書等で特に重要なものは30年とする。

- (1) 第8条に規定する審査会における審査結果及びその理由
- (2) 第11条に規定する苦情対応の結果通知
- (3) 第12条に規定する再評価結果

(相談員)

第14条 第2条第2号の苦情相談に対応するために、相談員を置く。

- 2 相談員は、教育委員会の指導主事をもって充てる。
- 3 相談員は、第2条第2号の苦情の相談をする職員(以下「相談者」という。)からの苦情に対し直接相談に応じ、必要に応じて事実関係の聴取、人事評価制度についての説明等を行う。
- 4 相談員は、苦情を相談した職員の意向を確認した上で、必要に応じて当該の評価者にその内容を伝え、適切な解決策の提案を行う。

(苦情の相談)

第15条 相談者は、実施要領10(2)及び会計年度要領12(2)の規定に基づいて、別に定める苦情の相談の期間に学校名、職名、氏名を明らかにした上で、電話により相談を行うものとする。

(不利益取扱い)

第16条 職員は、苦情の申出又は相談を行ったことをもって、不利益な取扱いを受けることはない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、苦情の申出及び相談の取扱いについて必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第11条関係）

評価結果に対する苦情の対応決定通知書

年 月 日

（申出者氏名） 様

富士見市教育委員会教育長

年 月 日付けで申出のありました苦情については、審査の結果、
（校長の行った評価を妥当とするもの・（※〇〇については、）校長に対して再
評価の指導を要するもの）と決定したので、通知します。

理 由

（※ 申出の対象となった評価が複数あり、その一部について再評価の指導を要
する場合）

第2号様式（第11条関係）

評価結果に対する苦情の対応決定通知書

年 月 日

富士見市立 学校長 様

富士見市教育委員会教育長

年 月 日付けで（申出者氏名）より申出のありました苦情については、審査の結果、（貴職の行った評価を妥当とするもの・（※〇〇については、）再評価を行うべきもの）と決定したので、通知します。

（再評価の決定の場合）

については、年 月 日までに再評価の結果を提出したのち、写しをもって申出者に開示するよう、あわせて通知します。

理 由

（※ 申出の対象となった評価が複数あり、その一部について再評価の指導を要する場合）

（注）再評価の決定の場合は、対応決定通知書とあわせて、苦情の対象となった評価書の原本を校長に送付する。

第3号様式（第11条関係）

評価区分に対する苦情の対応決定通知書

年 月 日

（申出者氏名） 様

富士見市教育委員会教育長

年 月 日付けで申出のありました苦情については、審査の結果、
（評価区分の決定を妥当とするもの・評価区分について修正を要するもの）と
決定したので、通知します。

理 由

第4号様式（第11条関係）

評価区分に対する苦情の対応決定通知書

年 月 日

富士見市立 学校長 様

富士見市教育委員会教育長

年 月 日付けで（申出者氏名）より申出のありました苦情については、審査の結果、（評価区分の決定を妥当とするもの・評価区分について修正を要するもの）と決定したので、通知します。

理 由

<令和2年度 家庭学習応援事業>

1 事業概要

(1) 小学生サタデースクール☆ふじみ

対 象	市立小学校に在籍する5年生
会 場	鶴瀬公民館、水谷公民館、針ヶ谷コミュニティセンター ※鶴瀬公民館工事中の12～3月は福祉活動センターぱれっと
募集人数	60人
開催期間	9月～3月
開催日時	毎週土曜日 午前9時～12時
内 容	国語・算数の学習（各教科60分・27回） 習熟度にあわせ各教科2クラス編成 各教科・クラスに専任講師1名
参加費	6,000円（就学援助対象世帯は半額）※教材費・保険料
委託先	Z会グループ（株）エデュケーショナルネットワーク

(2) 中学生イブニングスクール☆ふじみ

対 象	市立中学校に在籍する3年生
会 場	鶴瀬公民館、水谷公民館 ※鶴瀬公民館工事中の12月は福祉活動センターぱれっと ※1～2月は図書館2階、視聴覚室・集会室（緊急事態宣言発令のため）
募集人数	60～120人 ※1教科のみの申し込みも可
開催期間	9月～2月
開催日時	鶴瀬公民館 毎週火・木曜日 午後6時30分～9時 水谷公民館 毎週水・金曜日 午後6時30分～9時
内 容	英語・数学の学習（各教科90分・24回） 習熟度にあわせ各教科2クラス編成 各教科・クラスに専任講師1名、各教科に補助講師1名
参加費	10,000円（就学援助対象世帯は半額）※教材費・保険料
委託先	Z会グループ（株）エデュケーショナルネットワーク

2 当初受講者数

(1) 小学生サタデースクール☆ふじみ

鶴瀬公民館	水谷公民館	針ヶ谷コミセン	合計
24名	16名	5名	45名

(2) 中学生イブニングスクール☆ふじみ

英語・数学の2教科	英語・数学どちらか1教科	合計
42名	9名	51名

【内訳】	◇鶴瀬公民館	(英語) 25名	(数学) 23名
	◇水谷公民館	(英語) 26名	(数学) 19名
	※各会場の定員は、30名		

3 抽選について

本年度は各学年・各教科それぞれ定員に達しなかったため、抽選は実施しなかった。

4 参加費還付対象（生活保護世帯・就学援助対象世帯）

	同意書配布数	同意書提出	該当	割合
小学生	45名	15名	9名	20%
中学生	51名	17名	15名	29%

※同意書配布数は受講開始時の参加者数

5 受講修了者数

(1) 小学生サタデースクール☆ふじみ

鶴瀬公民館	水谷公民館	針ヶ谷コミセン	合計
24名	14名	5名	43名

当初より2名減。

※11月1名辞退。集団学習になじめないため。

※12月1名辞退。他の習い事と日程が重複してしまうため。

(2) 中学生イブニングスクール☆ふじみ

英語・数学の2教科受講	英語・数学どちらかのみ受講	合計
39名	10名	49名

<内訳>

	鶴瀬公民館		水谷公民館	
	英語	数学	英語	数学
1教科受講	1名	0名	8名	1名
2教科受講	22名		17名	

当初より2名減。

※10月1名辞退。高校の確約が取れ、音楽の塾へ再度通うため。

※11月1名辞退。会場変更に伴い受講日が変更になったため。

6 参加児童生徒出席率

【小学生 サタデースクール☆ふじみ】

鶴瀬公民館	水谷公民館	針ヶ谷コミセン
92%	81%	93%

【中学生 イブニングスクール☆ふじみ】

鶴瀬公民館		水谷公民館	
英語	数学	英語	数学
77%	82%	91%	86%

7 事業決算額

放課後等学習支援事業

(款) 10 教育費 (項) 05 社会教育費 (目) 01 社会教育総務費

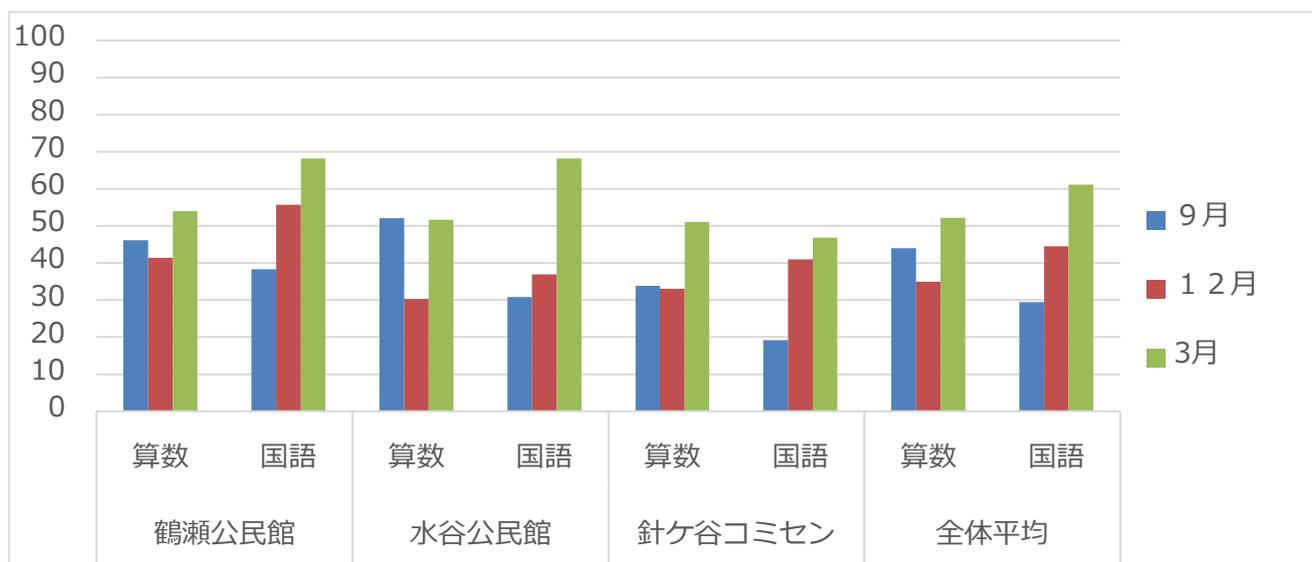
	予算	決算
需用費	50,000 円	49,061 円
委託料	12,704,000 円	9,981,147 円

※当初 7 月からの事業実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で 9 月からの実施となり、授業数が減少し上記の決算額で執行。

8 効果測定結果

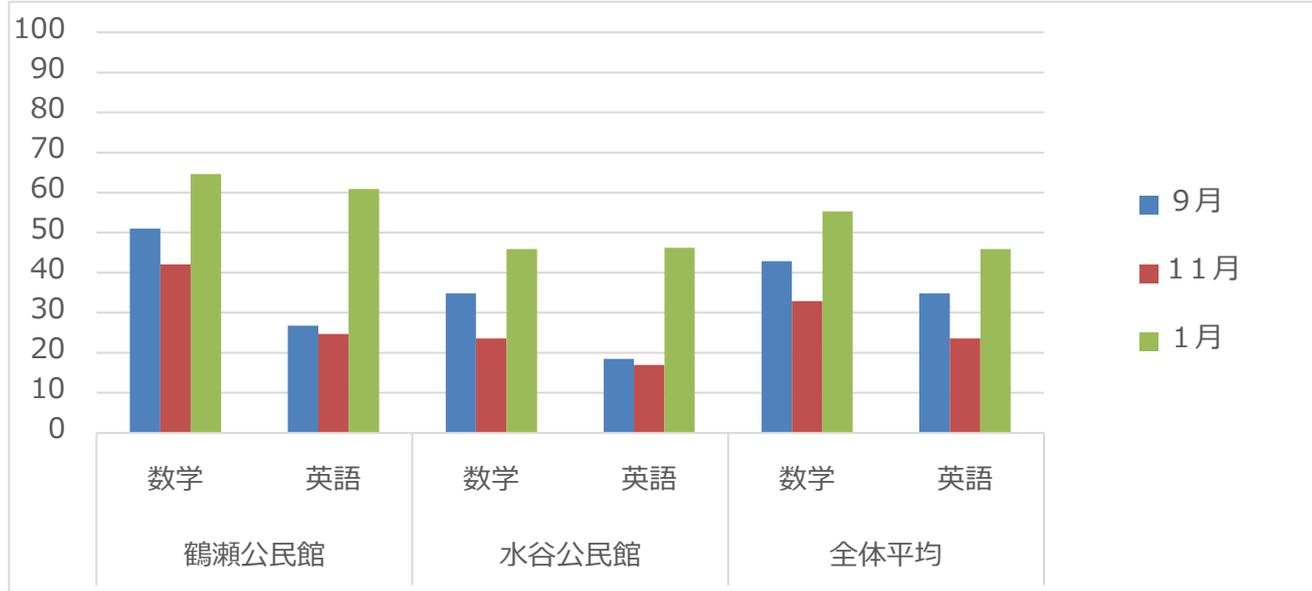
<小学5年生>

(点)	鶴瀬公民館		水谷公民館		針ヶ谷コミセン		全体平均	
	算数	国語	算数	国語	算数	国語	算数	国語
9月	46.1	38.3	52.1	30.8	33.8	19.2	44.0	29.4
12月	41.4	55.7	30.3	36.9	33.0	41.0	34.9	44.5
3月	54.0	68.2	51.6	68.2	51.0	46.8	52.2	61.1



<中学3年生>

(点)	鶴瀬公民館		水谷公民館		全体平均	
	数学	英語	数学	英語	数学	英語
9月	51.0	26.8	34.8	18.5	42.9	34.8
11月	42.1	24.7	23.6	17.0	32.9	23.6
1月	64.6	60.9	45.9	46.2	55.3	45.9



9 イブニングスクール受講修了者（中学3年生）の第1志望校への合格率

参加者	第1志望校合格	第2志望校合格	第1志望校合格率
49名	46名	3名	93.9%

10 サタデースクール英語アクティビティ講座 参加状況

会場	実施日	参加（本人）	参加（家族）	計
鶴瀬公民館	12/19（土）	4名	5名	9名
水谷公民館 針ヶ谷コミセン	1/23（土）に同時開催を予定していたが、緊急事態宣言発令のため中止			
【内容】 サタデースクール終了後、昼食をとった後に集合し、ネイティブ講師を招いて歌や遊びを通して英語を楽しく学ぶをテーマに授業を行った。コロナ禍ということもあり、ソーシャルディスタンスを保ちつつ実施。 当日は授業参観も行い、参加の保護者より子どもの様子について聞き取りを行った。				

<保護者からの意見>

- 学校より少人数である為、よく話を聞けていた。
- 先生の指導が行き届いている。
- 宿題をこなすため、必然的に家庭での学習時間が増えた。
- 分かりやすい授業の為、先生に質問をしやすいと報告があった。

11 成果報告（アンケート結果）

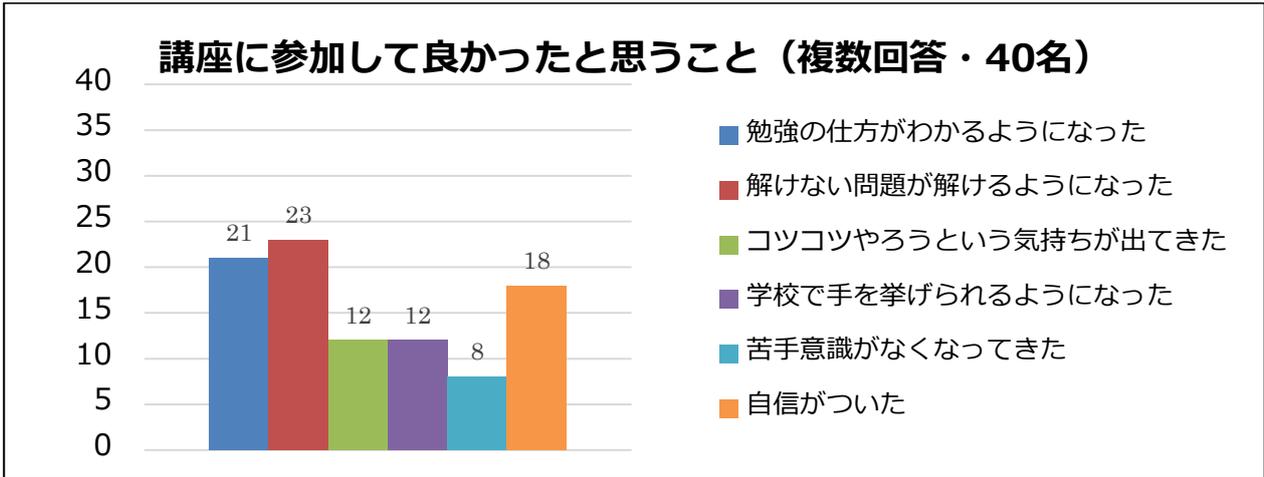
【小学5年生】（回答 40/43・回収率 93%）

《アンケート質問事項》

1. 講座に参加してよかったと思うことは何ですか
2. 受講前後で1日の家庭学習時間はどのように変わりましたか
3. 国語の授業のできるようになったものは何ですか
4. 算数の授業のできるようになったものは何ですか
5. 宿題が分からない時、どうしましたか
6. 家族と一緒に、勉強に取り組む時間が増えたと思いますか
7. 本講座を受ける前と後で、家族と学習について会話する時間が増えたと思いますか
8. 自分と異なる学校に通う友達が出来ましたか
9. 本講座の内容に満足できましたか

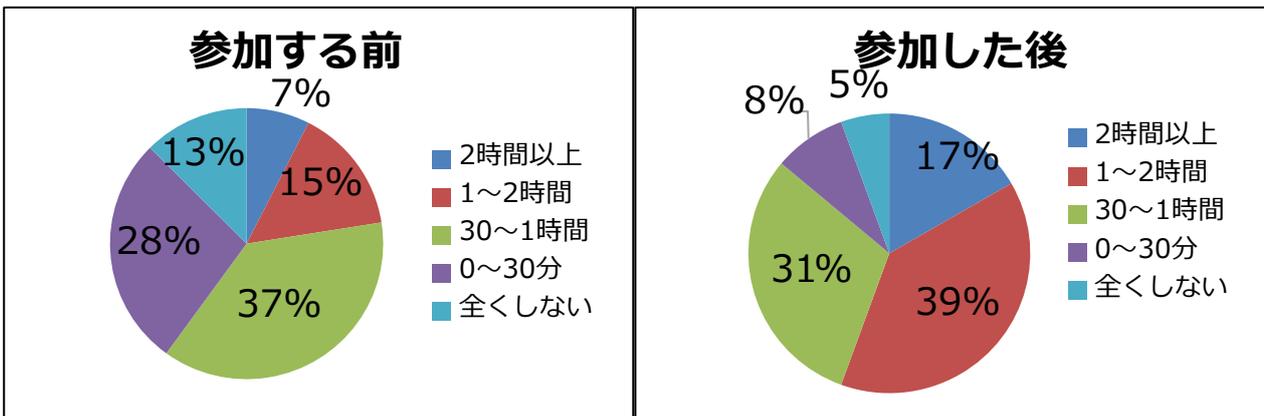
《結果データと成果（抜粋）》

質問事項1. 講座に参加してよかったと思うことは何ですか



上図から分かる通り、約半数の児童が、「わかる」「解ける」と実感し、45%の児童が「自信がついた」と答えている。

質問事項2. 受講前後で1日の家庭学習時間はどのように変わりましたか

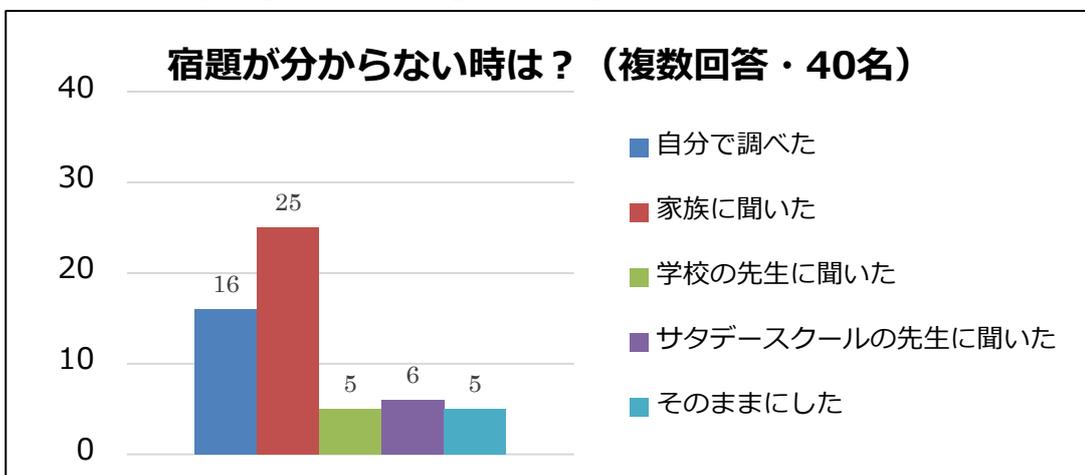


上図から分かる通り、参加前後で家庭学習時間の増加がみられている。

◇30分未満が40%→14%に減少

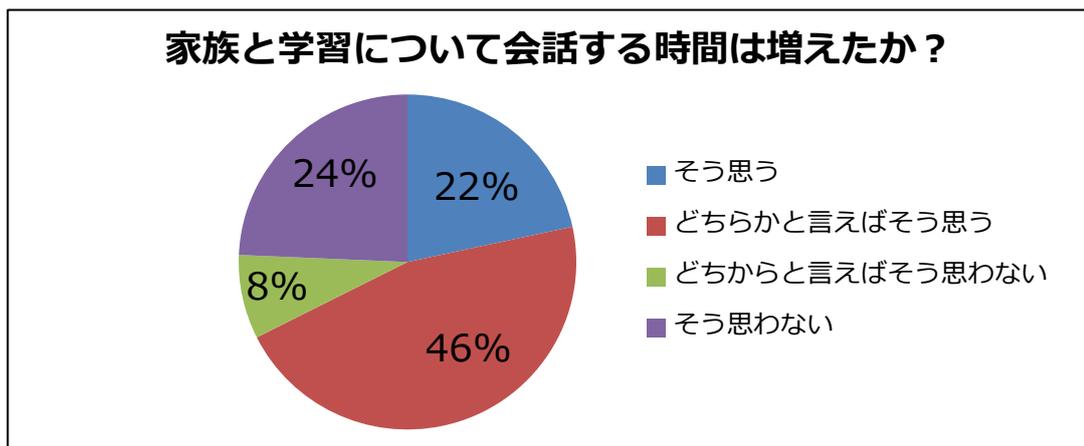
◇30分以上が60%→86%に増加 1時間以上が22%→56%に増加

質問事項5. 宿題が分からない時、どうしましたか



上図から分かる通り、わからない問題に取り組む姿勢として、「自分で調べる」、「家族に聞く」など、積極的に取り組む姿勢がみられた。

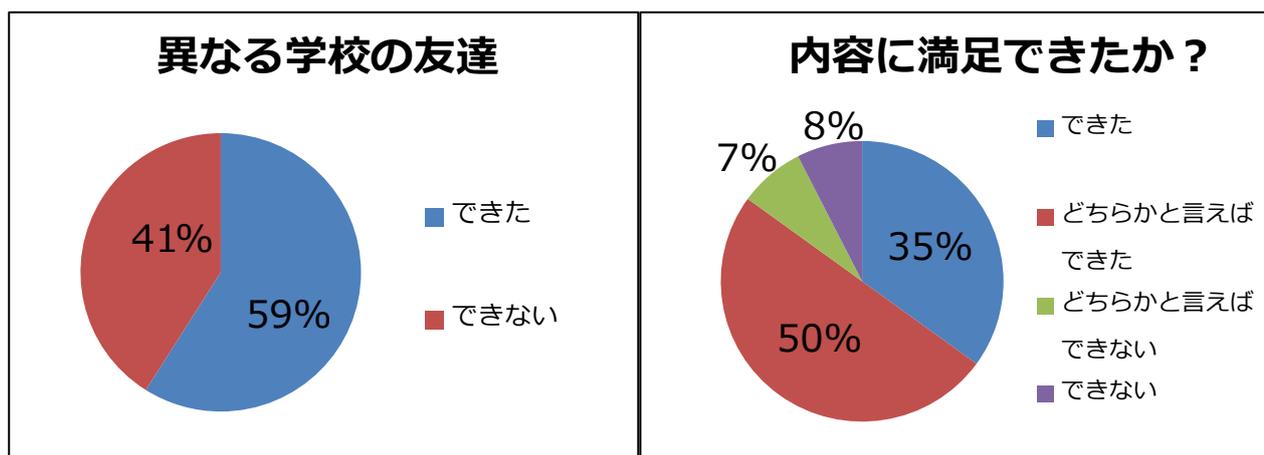
質問事項7. 本講座を受ける前と後で、家族と学習について会話する時間が増えたと思いますか



上図から分かる通り、68%の児童が、「家族と学習について会話する時間が増えた」と答え、家族内の変化がみられた。

質問事項8. 自分と異なる学校に通う友達が出来ましたか

質問事項9. 本講座の内容に満足できましたか



上図から分かる通り、59%の児童が、異学校の友達ができている。また、85%の児童が、満足感を得ている。

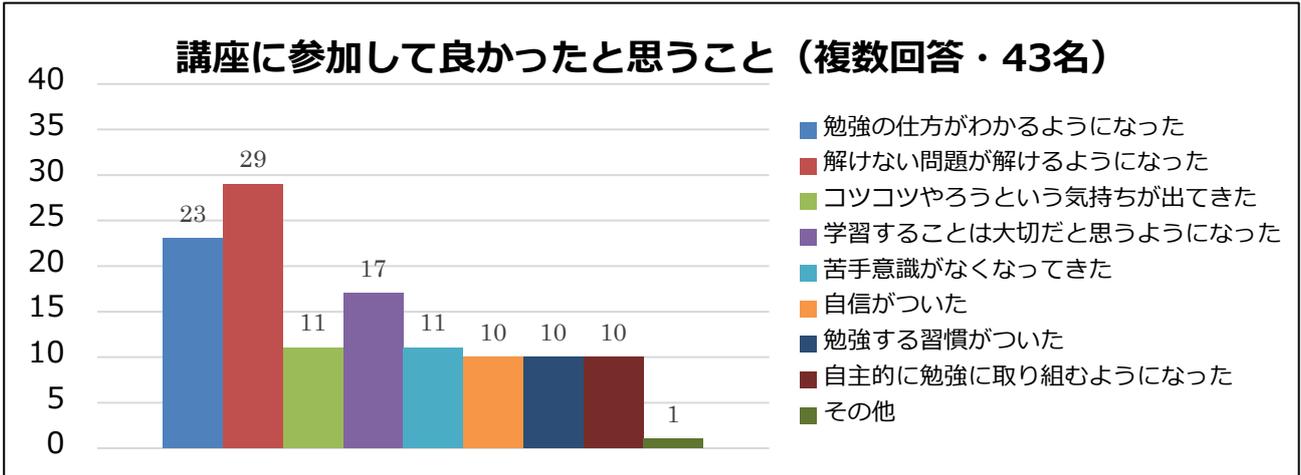
【中学3年生】(回答 43/49・回収率 88%)

《アンケート質問事項》

1. 講座に参加してよかったと思うことは何ですか
2. 受講前後で1日の学習時間はどのように変わりましたか
3. 英語の授業でできるようになったものは何ですか
4. 数学の授業でできるようになったものは何ですか
5. 学校で習う問題の理解は深まりましたか
6. 勉強に取り組む意欲が出てきたと思いますか
7. 本講座を受ける前と後で、家族と学習について会話する時間が増えたと思いますか
8. 自分と異なる学校に通う友達が出来ましたか
9. 本講座の内容に満足できましたか

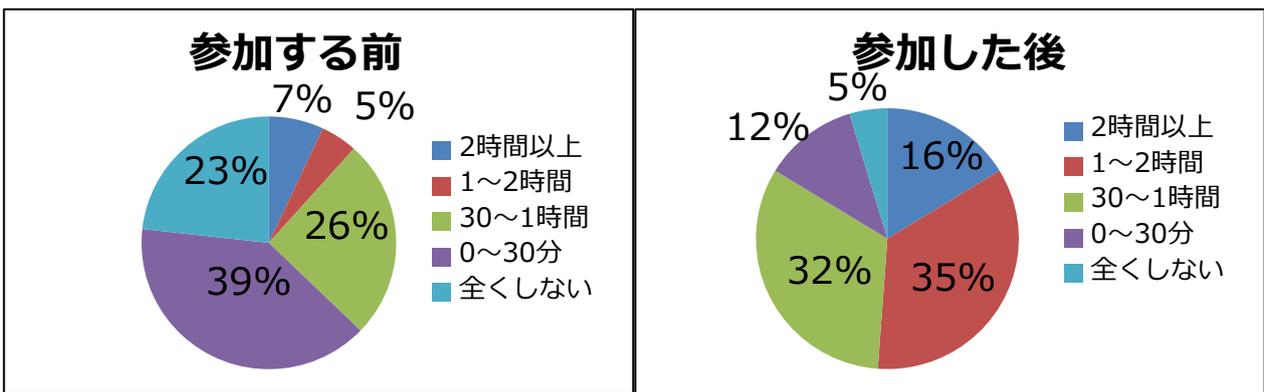
《結果データと成果（抜粋）》

質問事項1. 講座に参加してよかったと思うことは何ですか



上図から分かる通り、半数以上の生徒が、「勉強の仕方がわかるようになった」「解けない問題が解けるようになった」と実感しており、学習の大切さや苦手意識の克服など、受講後に気持ちの変化がみられている。

質問事項2. 受講前後で1日の学習時間はどのように変わりましたか

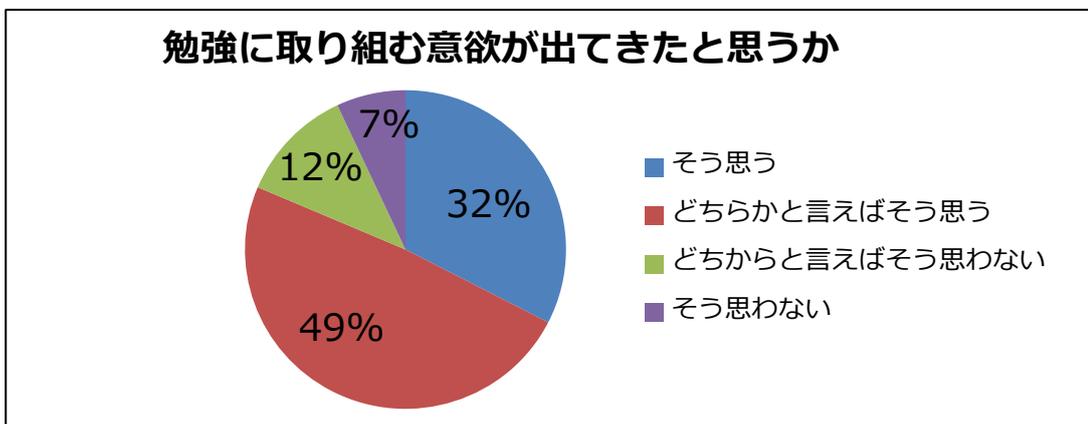


上図から分かる通り、家庭学習時間が大幅に増えている。

◇30分未満が62%→17%に減少

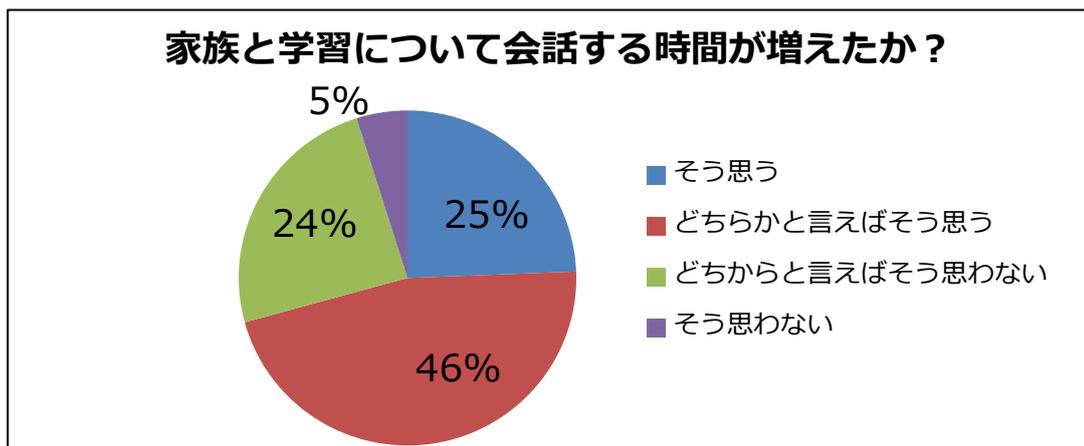
◇30分以上が37%→84%に増加 1時間以上が12%→51%に増加

質問事項6. 勉強に取り組む意欲が出てきたと思いますか



上図から分かる通り、81%の生徒が学習意欲の向上がみられている。

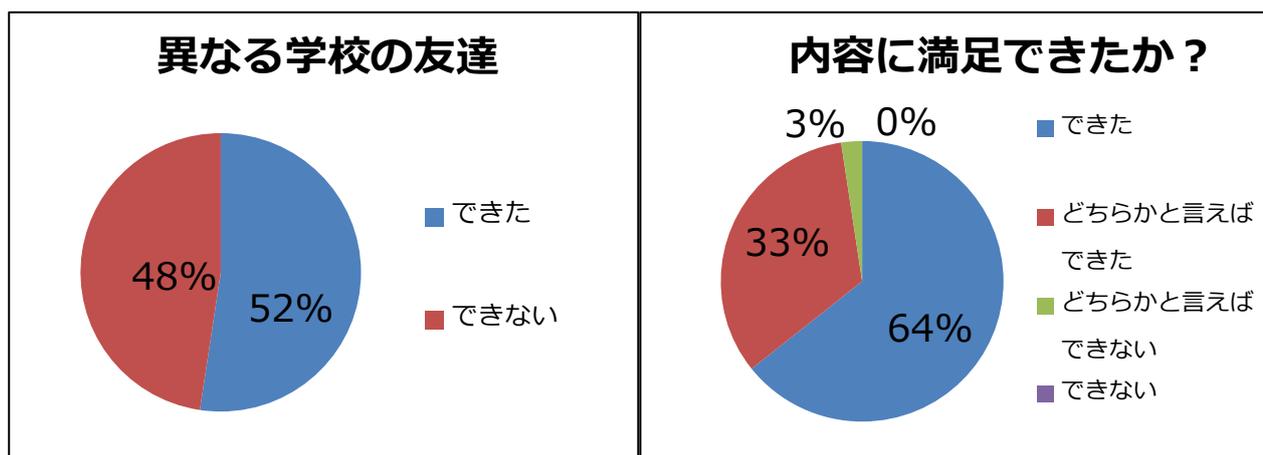
質問事項7. 本講座を受ける前と後で、家族と学習について会話する時間が増えたと思いますか



上図から分かる通り、71%の生徒が、家族と学習の会話時間が増えたと答えている。

質問事項8. 自分と異なる学校に通う友達が出来ましたか

質問事項9. 本講座の内容に満足できましたか



上図から分かる通り、52%の生徒が、異学校の友達ができている。また、97%の生徒が、満足感を得ている。

《アンケート質問事項》

小学生保護者

1. お子様の変わったと思う姿勢について、教えてください
2. 受講前後で、お子様の1日の家庭学習時間はどのように変わりましたか
3. 受講前後で、宿題を聞かれるなど、お子様と一緒に勉強する時間は増えたと思いますか
4. 受講前後で、お子様と学習に関して会話する時間が増えたと思いますか
5. 増えたと思う方はどのような内容ですか
6. 講座の授業回数についてどう感じられましたか

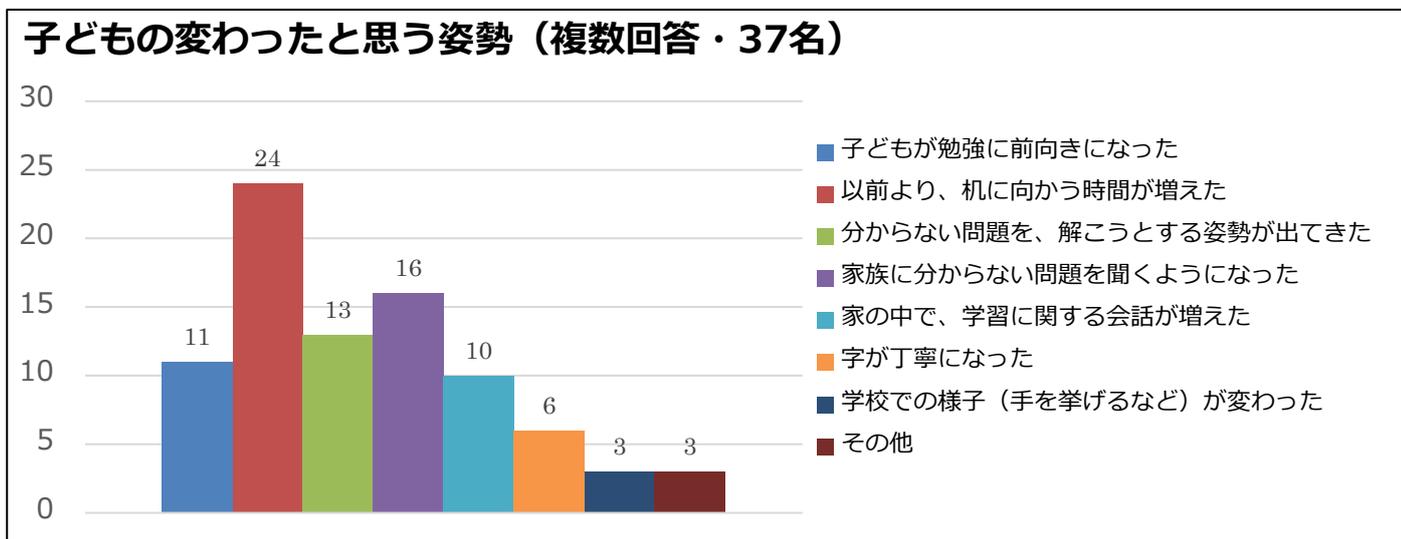
中学生保護者

1. お子様の変わったと思う姿勢について、教えてください
2. 受講前後で、お子様の1日の家庭学習時間はどのように変わりましたか
3. 受講前後で、お子様の勉強習慣がついたと感じますか
4. 受講前後で、お子様と学習に関して会話する時間が増えたと思いますか
5. 増えたと思う方はどのような内容ですか
6. 講座の授業回数についてどう感じられましたか

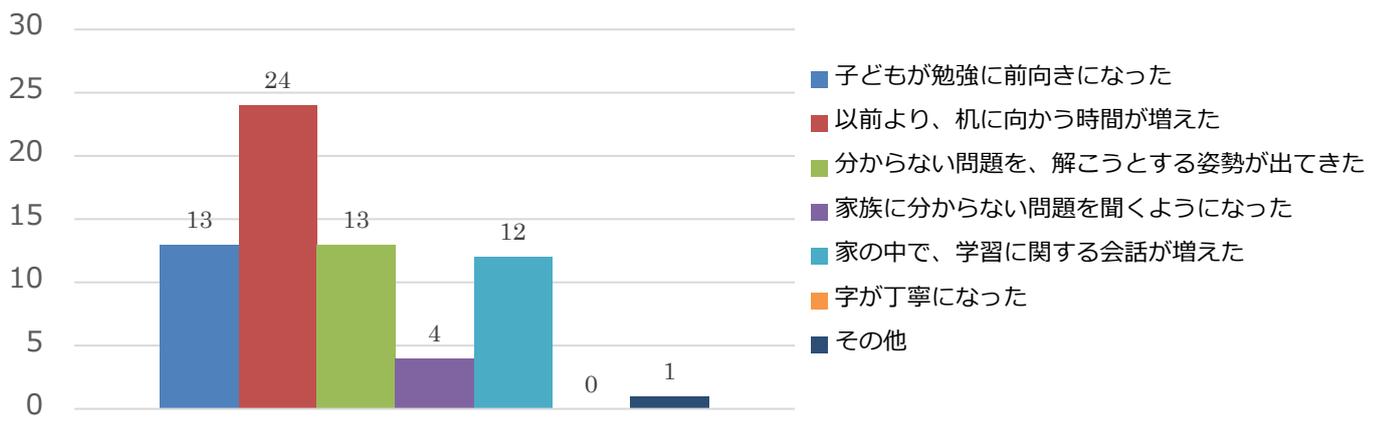
《結果データと成果（抜粋）》

質問事項1. お子様の変わったと思う姿勢について、教えてください

—小学生保護者—



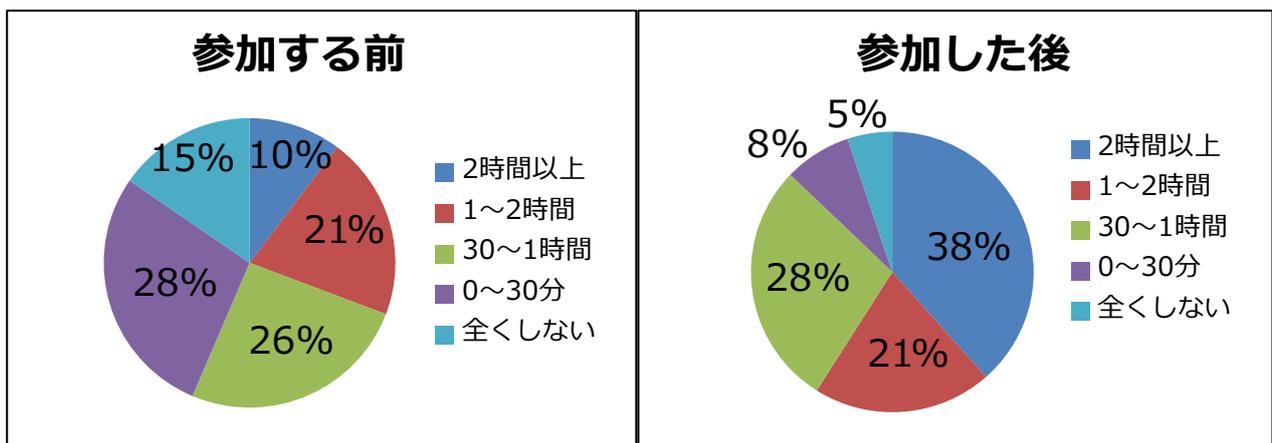
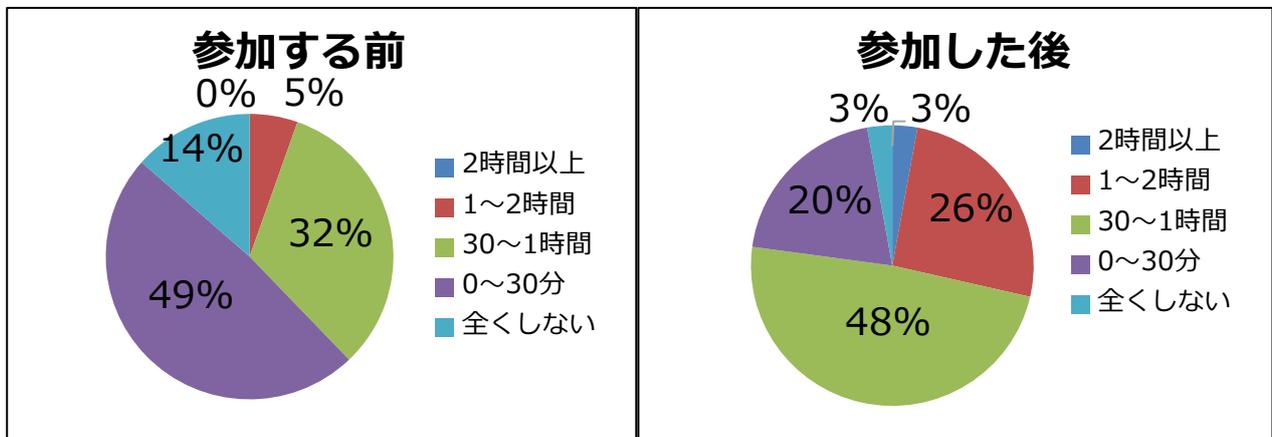
子どもの変わったと思う姿勢（複数回答・39名）



上図から分かる通り、保護者から見た子どもの変化として、小中学生共に、「以前より、机に向かう時間が増えた」を挙げている。

- （小学生） 「家族に分からない問題を聞くようになった」（43%）
「分からない問題を、解こうとする姿勢が出てきた」（35%）
- （中学生） 「勉強に前向きになった」（33%）
「分からない問題を、解こうとする姿勢が出てきた」（33%）

質問事項2. 受講前後で、お子様の1日の家庭学習時間はどのように変わりましたか —小学生保護者—

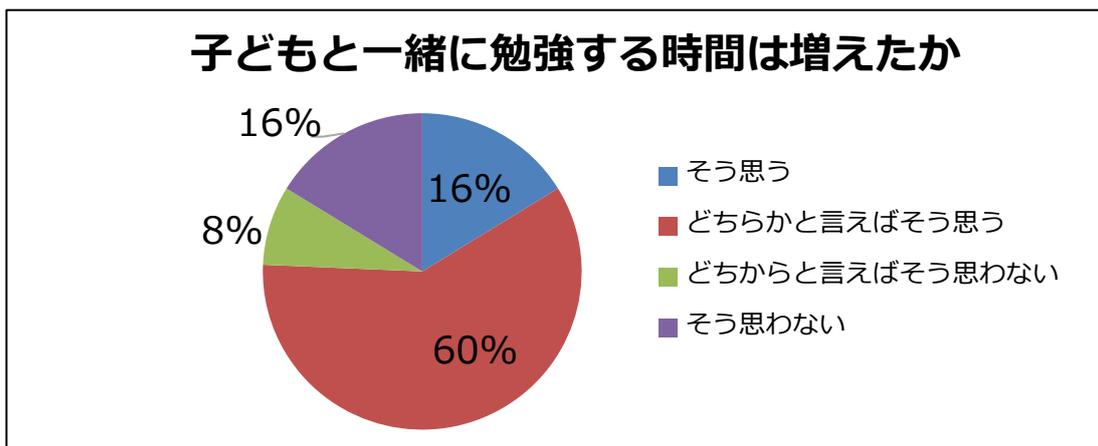


前ページの図から分かる通り、小中学生どちらの保護者からも、家庭学習時間が増加したとの回答があった。

- ◇小学生保護者
 - ・30分以上が37%→77%に増加
 - ・1時間以上が5%→29%に増加
- ◇中学生保護者
 - ・30分以上が57%→87%に増加
 - ・1時間以上が31%→59%に増加

質問事項3. 受講前後で、宿題を聞かれるなど、お子様と一緒に勉強する時間は増えたと思いますか

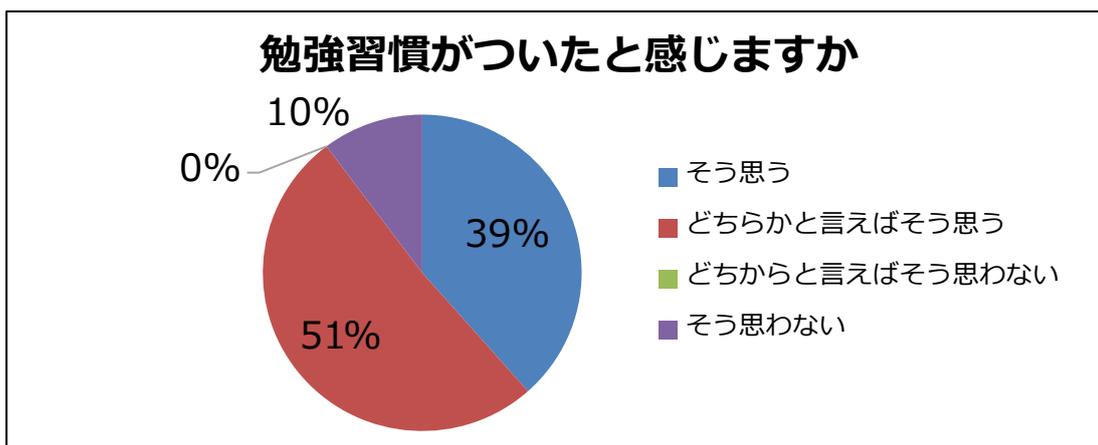
—小学生保護者—



上図から分かる通り、小学生保護者の76%が、子どもと一緒に勉強する時間が増えたと答えている。

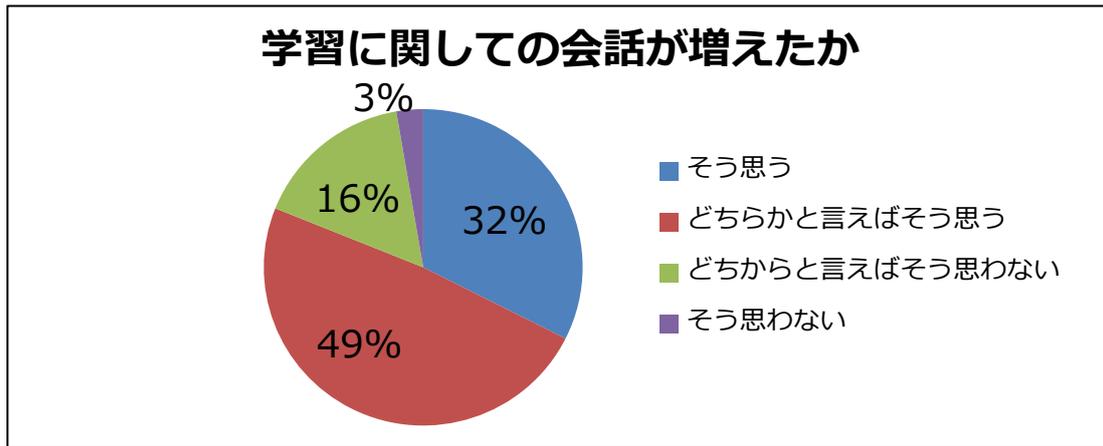
質問事項3. 受講前後で、お子様の勉強習慣がついたと感じますか

—中学生保護者—

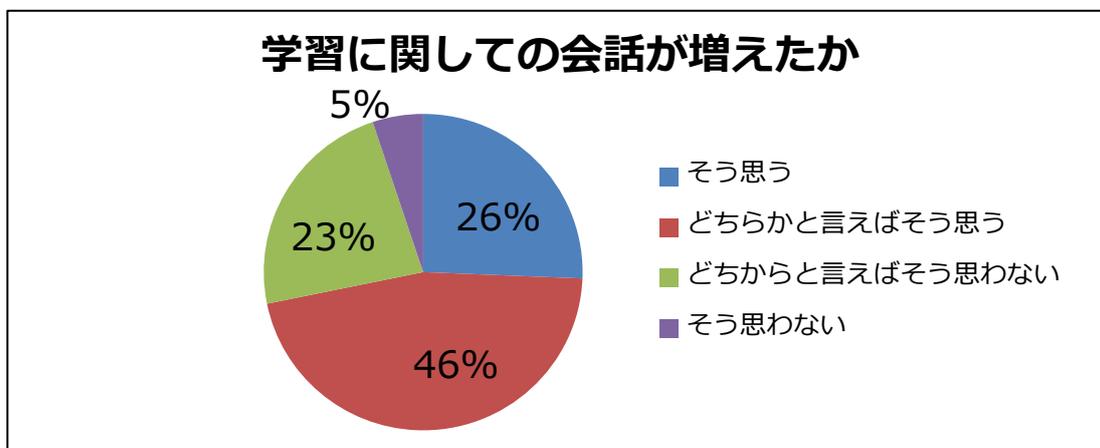


上図から分かる通り、中学生保護者の90%が、子どもの勉強習慣がついたと感じている。

質問事項4. 受講前後で、お子様と学習に関して会話する時間が増えたと思いますか
 —小学生保護者—

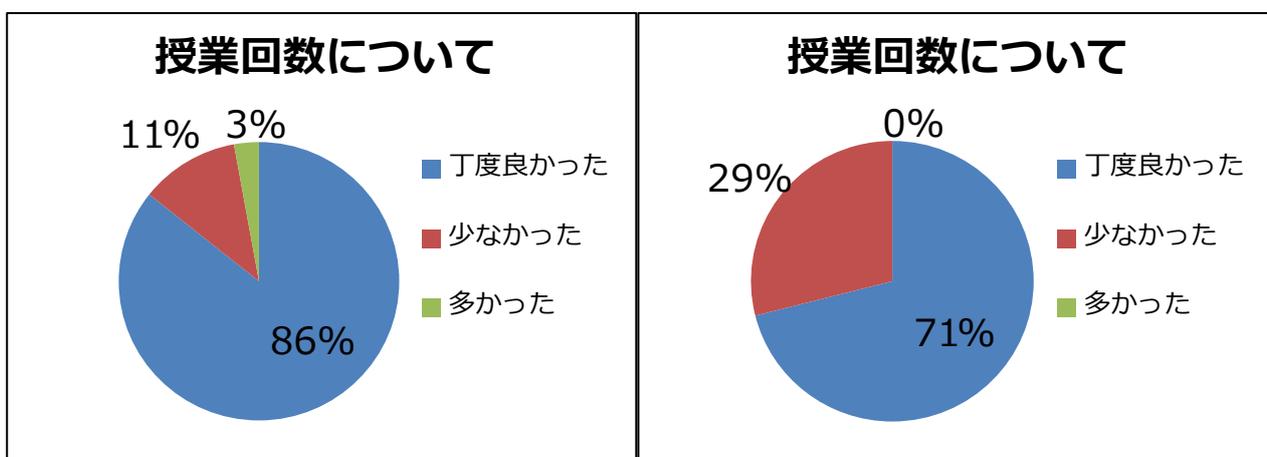


—中学生保護者—



参加の前後で、小学生保護者は81%の割合、中学生保護者は72%の割合で、学習に関する家族の会話が増えたと答えている。

質問事項6. 講座の授業回数についてどう感じられましたか
 —小学生保護者— —中学生保護者—



上図から分かる通り、小学生保護者は86%、中学生保護者は71%が、授業回数は丁度良かったと答えている。

12 3年間の比較（平成30年度～令和2年度）と今年度のまとめ

（1）3年間の比較

①申込状況

<小学生>

	鶴瀬	水谷	南畑	関沢	勝瀬	水谷東	諏訪	みずほ台	針ヶ谷	ふじみ野	つるせ台	計
30年度	15	8	3	4	2	7	13	6	8	2	3	71
元年度	3	10	1	6	4	4	10	9	9	1	6	63
2年度	9	7	1	3	1	4	12	5	3	0	1	46

<中学生>

	富士見台	本郷	東	西	勝瀬	水谷	計
30年度	6	19	7	4	6	9	51
元年度	15	33	8	14	13	7	90
2年度	5	15	10	3	19	4	56

②出席率の状況

	小学生	中学生
30年度	84%	91%
元年度	88%	93.5%
2年度	89.2%	84.5%

③還付対象者（就学援助対象世帯）の割合

	小学生	中学生
30年度	19.7%	41%
元年度	8%	23%
2年度	20%	29.4%

（2）今年度のまとめ

- ・コロナ禍ということもあり、申込者数は定員に達しなかった。
- ・当初は7月開始を予定していたが、9月開始となった。効果測定の結果やアンケートの回答より、学力の向上や学習時間の増加が見られ、限られた中でも一定の効果を得られた。
- ・中学3年生の第1志望校の合格率は93.9%で事業開始より合格率90%を継続。
- ・事業開始から(株)エデュケーショナルネットワークに事業委託。富士見市での運営にも慣れ、相互での連携が密になりコロナ禍での様々な事象に柔軟に対応が出来た。

13 次年度に向けた課題・検討事項

- コロナ禍のなかで対面授業の実施が不可能となった場合、リモート授業や動画配信等の代替策を検討しておく必要がある。
- 概ね受託者の適切な対応により運営してきているが、昨年度に引き続き、個別対応を要する参加者が数名みられた。グループ学習の在り方については、今後も課題。
- 今年度の特別講座として「英語アクティビティ講座」を2回実施する予定だったが、1回は中止となってしまった。開催時期や開催内容を検討しコロナ禍で実施可能な特別講座の企画をする必要がある。
- 年度末に中学校向け（生徒・担任）にアンケートを実施。集計内容から方向性について具体的（実施時期、募集人数、開催場所、教科等）に検討を行う。

令和3年5月17日

中学3年生向けの受験対策講座を終えて

学校教育課

1 目的

コロナウイルス感染の影響に伴う臨時休業期間の学習支援として、専門講師から受験に向けた指導を受けることにより、基礎基本を着実に身に付け、学力向上を目指す。

2 概要

対 象	富士見市立中学校に在籍する3年生
会 場	富士見市民総合体育館または図書館
募集人数	60名
応募人数	37名
開催時期	令和2年12月5日～令和3年2月13日
回 数	A班、B班とも各5回（土曜隔週で実施）、合計10回
開催日時	毎週土曜日 午後1時～午後5時 (準備) 13:00～13:30 1校時：英語 13:30～15:00 (90分) 2クラス同時進行 (休憩) 15:00～15:15 (15分) 2校時：数学 15:15～16:45 (90分) 2クラス同時進行 (片付け) 16:45～17:00
クラス編成	A班 (15人×2クラス①②)・B班 (15人×2クラス③④)
講 師	1クラスあたり、専任講師1名、補助講師1名
参加費	3,000円 (教材費)
委託先	① Z会グループ (株) エデュケーショナルネットワーク

3 成果

- 37名中、29名が第1志望に合格することができた。
- 坂戸高等学校、川越南高等学校、和光国際高等学校 (外国語) などに合格することもできた生徒もいた。

4 出席率

英語 83.8%

数学 85.4%

全体 84.6%

5 事前・事後テスト

○平均点

事前テスト		事後テスト		事後 - 事前		上昇率 (%)	
英語	数学	英語	数学	英語	数学	英語	数学
34.5	33.2	59.5	59.4	25.0	26.2	172.5	178.9

6 アンケート結果

(1) 生徒アンケート

- ① 本講座に満足でいましたか 92.3%
- ② 本講座を受ける前と後で、勉強に取り組む意欲が出てきたと思いますか 92.3%
- ③ 本講座を受ける前と後で、家族と学習について会話する時間が増えたと思いますか 92.3%

(2) 保護者アンケート

- ① 本講座にお子様を参加させて良かったと思いますか 100.0%
- ② 本講座を受ける前と後で、お子様の勉強習慣がついたと感じますか 70.6%
- ③ 本講座を受ける前と後で、お子様と学習に関して会話する時間が増えたと思いますか 58.8%

7 感想

(1) 生徒から

- ・ 最初はできなかった問題ができるようになりました。ありがとうございました。
- ・ 今までありがとうございました。30点台だったのが50点から60点台になることができてすごく嬉しかったし、自信も持てるようになりました。

(2) 保護者から

- ・ 親はなかなか教えられないですし、親が教えるとイライラしてしまうので、参加させて良かったです。
- ・ 安い料金で受講できて有難かったです。
- ・ 我が子は塾に行っていないので家で勉強しています。今回この講座を受けていつもと違う雰囲気勉強できたのはよかったです。
- ・ 苦手な教科だったので克服できてよかった。学年末の成績が非常に良かった。
- ・ 問題の解決がわかりやすい。先生の体験やお子さんのお話がリアルで納得できた。

つるせ台小学校校庭芝生化について

1 整備の目的

- 安心安全な校庭の整備
擦り傷などのケガの防止及び外遊びの増加による体力の向上
- 地球温暖化対策への取組み
緑化を推進することによるヒートアイランド現象の軽減（地表面の温度抑制）
- 地域コミュニティの形成
芝生を活用した地域イベントの開催などにより地域住民間の交流の場を形成

2 整備の概要

(1) 整備内容

- ・土壌の入れ替え
- ・校庭全面の芝生化（約 4,800 m²）
- ・物置（倉庫）整備
- ・維持管理備品の調達

(2) 令和3年度予算について

《歳出》

- ・つるせ台小学校校庭芝生化工事 47,638 千円
- ・つるせ台小学校校庭芝生管理備品 1,582 千円
（乗用芝刈機、散水台車ほか）

《歳入》

- ・スポーツ振興くじ助成金 34,993 千円

3 スケジュール

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 令和3年 5月 | ・入札（施工業者決定） |
| 令和3年 6月 | ・植栽工事
・児童等による植栽イベント（学校、地域に協力依頼） |
| 令和3年 7月 | ・養生（散水、芝刈り、除草、施肥等） |
| 令和3年 9月下旬 | ・校庭使用可能 |
| 令和3年10月以降 | ・地区体育祭、つるせ台小運動会 |



種類	計算	数量	備考
芝生の森		4841.4 (㎡)	
表層土 床土30cm		1452.4 (㎡)	
付面盛土 厚1.00m		1 (箇所)	
6mm厚鉄線		1 (巻)	
鋼筋小建		1 (箇所)	
改修		2 (箇所)	
枠組上			

凡例	
10.04	表層土盛土
10.04	付面盛土

工事名	市立つるせ台小学校校庭芝生化工事
所 属 名	
工事箇所	富士見市鶴瀬西2丁目地内
図面名	計画図
縮 尺	図示 図面番号 2/6

富士見市教育委員会 教育政策課

S-1/250

